

## 部活動に係る活動方針

### 基本方針

本校における部活動の指導・運営に係る体制の構築には、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」及び「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「運動部活動での指導のガイドライン」、「運動部活動指導の手引き」に則る。

運動部活動においては、生徒が自主的、自発的かつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。また、生徒の人権に十分配慮するとともに、勝利至上主義に陥ることなく、運動部活動等の楽しさを味わわせるように心がける。文化部活動においては、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育を心がける。

### 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定日等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動視察を定期的実施して、各部活動の活動内容の把握に努める。
- (5) 管理職は、生徒や教員の負担が過度な場合、面談等を実施して、適宜、指導・是正を行う。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の管理(スポーツの障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)に努める。
- (2) 管理職や部活動顧問は、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努める。
- (3) 部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。

### 3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
  - ア 学期中は、原則として、週2日以上を休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
  - イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (2) 活動時間の設定
 

1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### 4 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。